

『十二国記』の社会倫理学（1）
—その道德教育への応用可能性—

小 原 一 馬

宇都宮大学教育学部研究紀要

第66号 第1部 別刷

平成28年（2016）3月

Social Ethics of “Twelve Kingdoms” (1)
– Possibilities of the Application for Moral education

KOHARA Kazuma

『十二国記』の社会倫理学（1）

—その道德教育への応用可能性—

Social Ethics of “Twelve Kingdoms” (1)
- Possibilities of the Application for Moral education

小原 一馬[†]
KOHARA Kazuma

概要 (Summary)

小野不由美の代表作であるファンタジー作品『十二国記』シリーズの最新作『丕諸の鳥』の中の二編（表題作「丕諸の鳥」および「落照の獄」）における、登場人物の倫理的葛藤を分析することで、これらの作品が、単なる架空の世界の記述に終わることなく、私たちの住む現実世界における倫理のありようについて、深い示唆が得られることを示した。前者においては、現代社会における芸術のとりうる役割が示され、後者においては、刑罰のあるべきあり方に関する考察が示されている。また本論では、作品の中で示されたロジックを丁寧に追うことで、倫理的考察の方法を学ぶための、道德教育における応用の可能性も示している。

キーワード：社会倫理学，ファンタジー，道德教育

はじめに

現在も途切れ途切れながら執筆の続くファンタジーの大作、『十二国記』シリーズは、小野不由美の代表作である。小野不由美は、『十二国記』という架空世界を描くことで、正義とは何か、人々はいかに生きるべきか、という問題に取り組んできた。その意味で、『十二国記』は、倫理学においてしばしばなされる思考実験の一つであると解釈できる。その一方で、この作品はもともと中高生向けのライトノベルとして刊行され、NHKによってアニメ化もされて、ベストセラーとしてヒットを記録しつつ、中高生以外の幅広い層に訴える普遍的内容から、後に大人向けの文庫に再収録されたという特異なきさつを持つ。エンターテインメントとして、娯楽の要素もありながら、その深い精神性は多くの読者を引きつけてきた。このような作品だからこそ、その作品の倫理的考察は、道德教育での応用の可能性を備えていると言えよう。

本論では、『十二国記』シリーズを構成する作品ごとに、それらが課題としている倫理的問題、特にその社会との関わりについて、詳細に分析していく。筆者の本来の専門は社会学であり、社会的な見方を生かしながら、考察を進めたい。

ここでは、『十二国記の社会倫理学』と題しているが、社会倫理学という言葉の社会と倫理の関係については二つの意味がありうる。一つは、個人がより善く生きるうえで、その社会との関わりを考察するという意味での社会倫理学であり、もう一つは、社会そのものの倫理的なありようにつ

[†] 宇都宮大学 教育学部 (連絡先: koharak@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

いて考察するための社会倫理学である。本稿では、前者を中心に扱うが、今後予定する続編では後者の観点についても扱っていききたい。

なお本稿は、『十二国記』シリーズについてある程度の知識を持つものを読者として想定しているが、倫理学に関心を持ち、これから『十二国記』を読みたいと考えている者のために、『十二国記』の倫理的側面について、はじめに簡単に触れておきたい。

「十二国記」の倫理的側面とは

『十二国記』シリーズを第一作『月の影 影の海』¹から読み進めていくと、徐々に明らかになるのは、これが主人公たちの倫理的な葛藤を主な主題とする一連の作品群であるということである。そしてその倫理的な葛藤を描く上で、作者が一から創造した全く架空のファンタジー世界が必要となるのは、王もしくはそれに類した地位にある主人公たちの選択が、それぞれの統治する国全体の運命を決めていく、つまり圧倒的な数の他者の幸不幸に責任を持つ者の選択はいかなるべきかということを考えるためであった。

王の選択と国の運命という直結した関係を保証するために、この世界では天の法により、王の正しい行いが国の興亡を決定するという設定が導入されている。中国の古代思想の天命の考え方を、このファンタジー世界の基本法則としているのである。より具体的には、王が天の法（太綱と呼ばれる）に従わないと、天候が不順となって不作が続き、疫病が流行り、妖魔が出没し、人心が乱れて犯罪が増加する、などといった社会的な混乱状況が訪れる。王に天の法を軽んじるような意図がまったくなく、たとえば王がそもそも不在であるだけで、上記のような社会的混乱が生じる。逆に言えば、王の行政的手腕がどれだけ貧しくても、とにかく王が王のあるべき場にあってまがりなりにも治世を行ってれば、国はそこそこ安定する、という仕組みになっている。王はそこにいるだけで、民から感謝されるのだ。このような王の在り様は、私たちの世界を動かしている個人主義や自由主義の基本原則である「自分の幸せは自分で決める」「他人の生き方に口を出してはならない」といった考え方を停止させる。

私たちの世界との基本原則の違いが生み出す衝突がもっとも印象的に描かれるのは、シリーズ第一作の『月の影 影の海』においてだが、そこで主人公陽子は、現代日本からいきなりこのファンタジー世界に何の説明もなしに投げ込まれ、しかも王としての権力や自覚なども何もないまま、その責任だけを負わされるはめになる。「死んだ方がまし」とも思えるような状況に追い込まれ、戦うことを拒否する主人公は、体をのっとられて無理やりに戦わされ、何とか生き延びていく。その後、自分がこの世界の王の一人であり、その国民に王として必要とされていることを徐々に気づき、彼女はその運命を受け入れていくことになる。

しかし、私たちの世界の基本原則である個人主義や自由主義が通用しないような世界における倫理的な葛藤から、私たちはいったい何を学ぶことができるのだろうか。このような基本原則が停止されたことによって生じるのは、他者の幸せへの責任の拡大である。そしてそれ自体は、現実の現代社会に住む私たち一人一人が民主主義の原則のもとで、本来ともに抱えているはずの責任である。他者の生に対する責任という原則論は、この世界においてもほぼそのまま成り立ちうる議論となるはずだ。

以下、本稿では、十二国記最新作の短編集『丕諸の鳥』に収められた二つの短編を題材に、その倫理的考察を行うことにしよう。

短編集『丕諸の鳥』ⁱⁱについて

前作の『華胥の幽夢』から12年後になって久々に出版された短編集。

この短編集全体を通じてのテーマとして、王や麒麟、諸侯といった国を動かす中心人物たちではない、市井の人々の生活や思いを通じて、この十二国記の世界をより重厚なものとしていこうという意図もあるのだと感じる。

たとえば、冒頭の表題作の主人公、丕諸の暮らす慶の国では、この短編のお話の後、本編（メインストーリー）の中心となる主人公、慶王陽子が国を建てなおしていくことになる。しかしその国は、もちろん陽子やその周囲の一握りの側近だけが動かしているわけではなく、この時点ではまだ彼女が知らないこうした様々な伝統と、そのような伝統を支える多くの職業が、国をかたちづくっているのだ、ということ、作者や読者が再確認する、そうした意図もあって書かれているのではないだろうか。

他の短編でも事情は同様で、次の「落照の獄」では傾きつつある柳の国の一司法官の、死刑適用是非の心の揺れが語られる。十二国各国の繁栄と衰亡という大勢は、王の政治姿勢によって決まるということが、この世界の常識になっており、高級官僚も含めた一人一人の人民は、こうした全体的な潮流に逆らうことができないと考えられているのだが、それでも傾くなら傾くなりへの対応が必要となるし、それによって社会状況は若干でもましになる。そういう人たちがいてはじめて国というものは回っていくのだ、ということがこの短編集全体のテーマと言えるだろう。

最初に述べたように、この『十二国記』シリーズ全体の基本テーマは、王やその側近らという国を動かす立場から、その倫理的葛藤を描くことを中心としているが、この短編集はその行政機構のより下位の人々の視点から、国の全体像を補完しようという試みであると考えられる。

(ア) 丕諸の鳥

短編集『丕諸の鳥』の冒頭を飾る表題作。この作品は、『十二国記』シリーズが中断している状況で、作者が自分はなぜ書けないかということ、を自己分析する中で生まれたのではないかというように読むことができるだろう。言わば、書けないことをテーマに作品にしているわけだ。『黄昏の岸』以降、『十二国記』はこの人工的な世界の根本原理である「天の意思」そのものを問題とする中で、徐々にメタフィクショナルな性格を強めているが、「芸術とはかくあるべきか、芸術において表現はどのような意味を持つのか」といった、芸術論的な意味を持つこの作品も、そうした系列の一つに含めることができるだろう。

① あらすじと問題の背景

この短編の主人公、丕諸〈ひしょ〉は王のために行われるある式典（大射の儀）のために使われる陶器の鳥の制作監督を任じられている。この陶器の鳥を飛ばし、それを射落とすことができるかどうかで吉凶を占うのである。ただし彼の役割は直接の制作ではなく、その全体的なデザインを決定し、制作を統括する役割にある。しかし、彼はもう長いことその職務に対する情熱を失ってしまっていた。

彼がその情熱を失ってしまった経緯として、三つの事情が語られる。

第一は、信頼できる直属の上司（祖賢〈そけん〉）を失ったことである。息子の暗殺をきっかけとして、部下への疑心暗鬼に捉われるようになってしまった王の元で、その仕事に困難な要求が

なされても、祖賢は、そうした要請をポジティブな探究に変え、丕諸と現場の責任者である蕭蘭〈しょうらん〉の三人でともに追い求める姿勢を失わなかった。

それでも——それだからこそ、祖賢は新しい趣向を凝らすことに前向きだった。

「今度は王のお心が晴れるようなものにしよう」

どうだ、と院子〈なかにわ〉の椅子に跨って、丕諸に問いかけた祖賢は、幼童が悪戯を企むような顔をしていた。(p.31)

しかしある日、祖賢は王への反逆を疑われて訴追され、刑死してしまう。このことをきっかけに、丕諸は彼らがそれまで行ってきた仕事のあり方が間違っていたのではないかと考えるようになった。つまりこの陶器の鳥を射落とすという儀式を、王やその側近を楽しませるエンターテイメントとして行うということに疑念を抱くようになるのである。それは、この仕事にポジティブな解釈をあたえてくれていた上司を失ったことの一つの結果であったろう。

ただしこの時点においても丕諸はまだ、王の式典に対する意義付け自体を失ったわけではなかった。鳥は民の象徴であり、この儀式は王を喜ばせるためではなく、その絶大な権力の危険性と責任を知らしめる警告として捉えるべきなのではないかと感じるようになった。

陶鵠（陶器の鳥のこと）が射抜かれ、碎けて落ちることで見るものを喜ばせるのは間違っている。本来、陶鵠は射てはならないのだ。当ててはならず、碎いてはいけない。だが射儀とは陶鵠を射る儀式だ。陶鵠を射落とされるのはあってはならないことだが、王の権勢が儀礼という形でそれを強要する。吉兆ではない。凶兆だ。王が権の使い方を誤れば、凶事しかもたらさない。それを確認する行事が射儀なのだと、そう思った。(p.36)

このような解釈のもと、丕諸はこれまでとは違った使命感を持って、仕事に邁進していった。

しかしそのような丕諸の思いはその後の王たちには届かず、またやっと届いたときには、王からそのメッセージを拒絶されてしまう。

射儀のあとには王に呼ばれ、御簾越しとはいえ、直々に言葉を賜った。

そして彼女は開口一番、「恐ろしい」と言ったのだった。

「なぜあんな不吉なものを。私はあのような惨いものを見たくはありませんでした」

丕諸は言葉を失った。惨いからこそ見てほしかったのだ。民が失われるのは惨いことだ。

射儀を通じて、王の両手に乗ったものを確認してほしかった。(p.50)

これによって丕諸はより絶望的な思いを抱くようになった。これが第二のできごとである。

さらにそのできごとに追い打ちをかけるように、丕諸は仕事のパートナーであった蕭蘭までも、王の出した布令によって失ってしまう。これが決定打となり、彼は仕事への動機づけをまるごと失ってしまった、と感じている。

もっともその後、王の不在が続き、式典自体が行われなかったので、彼の仕事が直接必要とされることは長いことなかった。しかし本来なら、いつそのような要請があるかわからず、しかもその仕事には入念な準備が必要とされるのだから、ふだんから備えておく必要があった。にも関わらず、彼はすっかり空っぽになっていて、そのような準備など何一つできていなかったのである。

しかしとうとう新しい王が登極することとなる。陽子が王となったのだ。改めて彼の仕事が求められることとなった。

彼は必要に迫られ、かつての自分の仕事を振り返ることから始める。

②問題と葛藤

この作品における考えるべき課題は、人々の幸福にとって、重要な権限を持つ者に対し、芸術的な表現手段を持つものは、いかにアプローチすべきかである。特にその者が必ずしも聞く耳を持たない場合にどのようにしたら良いだろうか、ということだろう。この作品において、その重要な権限は王が握っており、丕諸は芸術的な表現能力を持っている。

私たちの民主主義国家において、その王の役割を果たしているのは国民である。社会における大きな問題に、芸術家が気づいたとき、その問題を国民に知らせ、動かすのに、どのようなアプローチをとるべきなのか、ということが、この作品で考えられている課題ということになる。もっとも、この作品は一つの短編にすぎず、具体的な解答があたえられているわけではないが、問題に対する一つの見方が提示されている。

その見方は三つのアプローチとして示される。第一のアプローチは祖賢によるもので、問題に対してはいったん目をつぶり、とりあえず王を楽しませることに、職人としての全力を傾けるというものである。このアプローチは、国が傾くなかで破綻し、丕諸はこのアプローチを続けることに疑念を抱くようになる。第二のアプローチは、その後丕諸が採用したもので、社会の問題を心の痛みとして感じられるよう、王の感情を揺さぶるというものである。このアプローチは、王の閉ざされた心には届かないか、あるいは届いたとしても、その痛みを拒絶されることになる。

この二つのアプローチの中間を探るのが、第三のアプローチということになる。第二のアプローチの失敗の後、丕諸は必要に迫られ、かつての自分の仕事をもう一度振り返る。その時今さらながら気づいたのは、彼がパートナーである蕭蘭の意見をそれまで一度も求めたことがなく、また蕭蘭の反対意見にあっても、常に自分の意見だけを押し通してきてしまっていたということである。

蕭蘭を失ってしまった今、彼女の弟子から彼女が持っていたらしい意見を聞かされると、それこそが第三のアプローチだったのではないかと彼は感じざるを得ない。

「そう言えば、(師匠の蕭蘭は)鳥がいいと仰っていた記憶があります。鳥が射られて落ちてしまうのは辛いから、割れてまた鳥になればいいのに、と」

「鳥になる・・・」

青江は懐かしそうに頷いた。[・・・]

「陶鶺が割れて本当の鶺(かささぎ)が生まれればいいのに、って。そうして飛び去ってしまうんです」

「それは悪くないな」(pp.59-60)

丕諸が蕭蘭の意見を評価してこなかったのは、それが一見、第一のアプローチと同じであるように見えたからだ。彼には、蕭蘭が世界の大きな現実に向き、蕭蘭自身や、彼女の周辺の非常に狭い範囲の人々のなぐさみとなることにしか、目を向けていないように感じられていたからである。

しかし、弟子の言葉から、彼女が現実を見ようとしていなかったのではなく、むしろその現実をいかに変えるのかということ、自分の足元から考えるということを試みていたのではないかということ、丕諸は感じるようになる。

第一のアプローチが陶器の鳥を射落とす儀式をエンターテインメント化し、第二のアプローチが、これを悲しみの儀式に変えようとしていたのに対し、第三のアプローチでは、蕭蘭の意見を受け、陶器の鳥を射ることが新たな鳥の再生につながるように、工夫をこらした。

おそらくこれは、現実の問題に対して、それを直視させるというのではなく、むしろ代わりに望ましい理想を示すことで、現実を変えさせる力にしようとするということなのではないか。

このようにして、この短編小説を通じ、著者はファンタジー小説がとるべき、現実世界との関係の一つのモデルを提示しているのではないかと解釈できる。それはこの十二国記シリーズを再び描き続けるにあたっての、ひとつの指針としての、自分の立場の再整理にあっていたのではないだろうか。

(イ) 落照の獄

この短編は、本書がとる倫理的観点から見ると、とりあえずは「十二国版・死刑存続／廃止論」として読むことができる。しかし、その議論は、特に死刑についての議論というよりは、法律というものをいかに運用すべきか、というレベルにまで論点が一段上げられている。

上記がこの短編のひとつのテーマであるとすれば、もう一つのテーマは、本章の最初に述べたように、この十二国世界の基本法則が、その現実において、人々の生にどのような影響をあたえているのか、また逆に人々の生のどのようなあり方が、この世界の基本法則を構成しているのかを、作者と読者が再確認するということであるように思われる。この二点それぞれについて、以下に分析していこう。

① あらすじと問題の背景

このお話の主人公、瑛庚〈えいこう〉は、十二国の一つ柳国の司刑という地位にあり、この地位は、現代の日本でいえば概ね最高裁の裁判長的な役割にあたる。この国では長いこと、王の方針により死刑が停止されていたが、二十三人もの人々を次々に殺し、以前にも三度の前科がある殺人犯（狩獺〈しゅだつ〉）が現れ、死刑の復活を検討せざるをえない状況となった。そして、瑛庚にその判断が任されることとなる。

瑛庚は、他の裁判官とともに議論をしながら、死刑を復活すべきかどうか悩むが、その一方、家庭においては、裁判官という職業柄、理念を重視して、人々の感情を重視しないようなあり方が、妻との溝を深めている。妻は、この裁判における瑛庚の決断は、瑛庚が妻の考え方をどれだけ重んじるのかを示すものと捉えており、もしこのような妻のあり方に影響されれば、瑛庚は裁判に私情を挟むことになる、という葛藤状況におかれている。

このような葛藤を乗り越え、瑛庚が最終的な決断を下すところでこのお話は結末となる。

② 問題と葛藤

この短編は冒頭、主人公、瑛庚の娘、李理の次のようなセリフではじまる。

「——父様は人殺しになるの？」(p.74)

この李理の発言において、「人殺し」とは死刑の実施という決断に対する子どもながらの表現である一方、「人殺し」を罰するはずの「死刑」もまた、「人殺し」という意味では変わらないのではないか、という死刑の根本的な自己矛盾が表現されている。本短編において、この自己矛盾は、死刑の根拠、ひいては法律そのものの根拠を考察するうえでの、重要なファクターとなる。

ところで、この十二国世界では、通例この死刑の存否というような国家の基本方針に属するような決定は、王が行うことになっている。この世界では、現代国家におけるような三権分立は成り立っておらず、王にそれらの権限が集中する。しかし、この短編では、柳国の王（劉王）が、その判断を放棄し、「司法に任せる」とだけしか述べないため、その権限がもう少し下の現場に近いところまで降りてきているという、一種特別な状況が描かれている。

尤も、権力の頂点にある王が、何から何まで全て自身で直接に判断を下さずとも、その判断の一部を（あるいはその全てを）信頼に足る有能な家臣に任せる、というようなかたちで間接的に統治を行っていくということは、特に問題にはならない。ここではそのような「信任」もなされずに、判断が放棄されていることが問題なのである。無論それは、不適切な人材が行政を任されてしまう可能性も意味することになる。この区別については、たとえば次のようなかたちで、この短編の中で何度か述べられている。

瑛庚は複雑な気分がした。これを、司法の判断に信を置いて任された、と考えると良いものだろうか。むしろこれは、丸投げ、と言うのではないだろうか。実を言えば、最初に「司法に任せる」という言葉を聞いたときから、瑛庚は疑いを抱いている。この言葉は、迷ったあげくの言葉ではなく、ましてや司法に対する信頼の表明でもなく、興味が無い、という婉曲な表現なのではないかと（p.118）。

劉王が家臣を信頼するが為ではなく、「施政に興味を失くした（p.119）」がために、重要な判断を下に丸投げしているのではないかと主人公は疑い、まさにそのような王の姿勢こそが、現在、柳国が傾き始めている原因なのではないかと推測している。本論の冒頭でも説明したように、十二国世界においては、このように王一人の挙動に、国全体の運命がかかるという基本設定がなされている。

このような状況を前提として生じているのが、死刑を復活して本当に構わないのか、このような前例を作ってしまう、今後、司法は死刑を濫用するようなことがないのか、という葛藤である。

「主上がどうされてしまったのかは、我々などでは知りようもない。ただ、信じたくはないが、国が傾き始めていることは確かだと思われる。だとすれば、これ以降、人心はさらに乱れる。おそらくは狩獵のようなけだものが増えるだろう。もしもここで殺刑（＝死刑）を復活させてしまえば、これ以降殺刑が濫用されることになりかねない。（p.100）

この短編では、瑛庚の悩みを、死刑を含む法律のあり方そのものに向かわせていくため、今回の事件について、死刑をあてはめるべきかどうか、迷いの一切生じないようなもっとも凶悪な犯罪を設定している。もし死刑制度を認めるなら、これ以上それにふさわしい犯罪はないというような罪状だ。ゆえに瑛庚の悩みは、死刑制度そのものにだけ向かう。もし王や民の意志などの社会情勢を考慮する必要がなく、ただ現行の法律を杓子定規にあてはめるなら、死刑しかありえない。

それでも瑛庚が悩むのは、一つには、先に述べたように自分を含む司法制度全体を完全には信用できなくなってきているからだ。上記の引用における「殺刑が乱用される」とはそのような可能性を意味している。そしてその可能性の根拠となるのが、国王の政治姿勢から来る、国が傾きつつあるという状況認識である。そもそも国王が自分で判断を下してくれれば、このような判断を瑛庚がする必要もないのだ。

とりあえずこの点に関して、瑛庚らがたどりつくのは、「殺刑が乱用される」ことを、その当事者である自分たちが恐れるのはおかしいのではないか、という結論であった。瑛庚と同じ裁判官の

ひとりである率由〈そつゆう〉は次のように述べる。

「私は最初、殺刑復活が殺刑濫用につながることを危惧しておりましたのですが」率由はそう言う。

「けれども[・・・]濫用を恐れるなら司法がこれを止めれば良い——実はその通りなのではないかと思うのでございます。他の官が恐れるならともかく、ほかならぬ司法官の自分が、殺刑復活がすなわち濫用に繋がるとなぜ思ってしまったのか不思議でございませぬ」(p.131)

では逆に、死刑を復活させるとしたら、何が問題なのか。復活させないことの第一の根拠は、これまでの王の司法に関する方針であり、それに基づいたこれまでの慣例にある。

その慣例には百年以上の歴史があり、しかもその方針に基づいた施政によって国は繁栄を続けてきたという確固たる事実がある。また、今回の件に関して直接の実権はもたないが、王と瑛庚の間に位置する高位の司法官たちも、これまでの方針を支持している。そのような高官の一人で、王の息子でもある大司寇(だいしこう：現代日本で言う法務大臣)はその方針を次のように語る。

「刑は、刑なきに期す、と言う。刑の目的は、人を罰することになく、刑罰を用いないで済む、ことにある。また、刑措(けいそ)とも言う。刑罰を措いて、用いないことだが、つまりは天下がよく治まって、罪を犯す不心得の罷民が減り、刑罰を用いる必要がなくなることを言う。これが、国家の理想であることは、論を俟たない」(p.114)

これは単に、「慣例だから守らねばならない」という類いの慣例ではない。理想論のきらいはあるにせよ、自由主義を基礎とする今日の世の中においても、十分通ずるような方針である。

だから、瑛庚が死刑を復活させないと決定することは簡単といえば簡単だとも言える。しかしそれによって持ち上がる別の問題がある。それは民の意志だ。その事情を、瑛庚は次のように説明している。

もともと狩獵のような罪人でも拘制(=禁固刑)か、と憤慨する声が高かったところに、郡司法(日本でいう地方裁判所)、州司法(日本でいう高等裁判所)が殺刑と決獄(=判決)を下してしまった。殺刑もあり得ると知った民は、殺刑以外はない、と言う。王の言葉を引いて「大辟(=死刑)は用いず」とすることは可能だが、それをすれば民は司法に対して不満の声を上げるだろう。場合によっては、怒った民が国府に殺到することもあり得た。暴動を危惧せざるを得ないほど、民の殺刑を求める声が大きい。さしもの司法官もこれを無視することは難しかった。(p.95)

本短編において、この民の声は、主人公瑛庚の妻、清花によって具象化されたかたちで表現される。清花は、本短編冒頭の、二人の娘李理の「父様は人殺しになるの?」という言葉について、次のように述べる。

「けれども李理のことをお考えになるなら、貴方はあの豺虎(けだもの)を殺刑になさるべきです。[・・・]なぜ迷う必要があるのですか。何の罪もない人々を無慈悲に殺した豺虎に、はたして情けが必要でしょうか」

清花に言われ、瑛庚は思わず苦笑した。

「これはべつに、情けの問題ではないよ」(pp.83-84)

この短編は一方では、死刑復活の是非に迷う瑛庚が、他の裁判官とともに議論を重ねつつ、刑のあり方という抽象的で社会的な問題について思考を深めていくという内容であるが、その物語に、

民の声を具現化している妻に対して、夫としていかに向き合っていくのか、という一私人としての物語が重ねられている。

その妻に具象化される民の声は、本短編において、三つの観点から捉えられる。

第一が、遺族の応報感情と、それに共感した人々の義憤。第二が、理解できない存在への不安と、それを排除したいという思い。そして第三が、刑罰の犯罪防止の機能である。最初の二つが感情的側面を表し、最後の観点が理性的な側面を表している。現実には、第一、第二のようなかたちで分析できるような感情を背景として、その表面的な理屈として、第三のような観点から、その客観的な正当性が訴えられていると言ってよいだろう。

では、比較的わかりやすい、第三の理性的な側面から見ていこう。

これは、殺人などの重大な犯罪を防ぐのに、死刑が効果的かどうかであり、より具体的には、現在、柳国で犯罪が増加しているのは、死刑が行われないからではないか、という仮説としてまとめることができる。

しかし、柳国以外の国々の法制度と国情を知っている司法官から見れば、この説は間違っていることがわかる。なぜなら、柳国では、犯罪が増加しているとはいえ、それでも他の国々よりは少ないからだ。

現王が登極し、新たな刑罰の方針を定めてから、犯罪は明らかに減っていった。死刑を停止しても犯罪が増えることはなかった。特に、著しく犯罪が減ったのは、黥面〈げいめん〉（罪人の顔に刑罰として入れ墨をいれること）を復活させてからのことである。他国では黥面は「仁道に悖る」とされ多くの国で廃止されていたが、現劉王はあえてそれを復活させた。その際、入れ墨には、時間がたつと消えるような墨を用いることとし、新たに犯罪を重ねない限り、入れ墨は消えていくようにした。この黥面の効果について、瑛庚は次のように説明している。

（黥面を復活した）最初こそ黥面によって罪人が民から虐げられ、それが更生を妨げるのではないかと危惧されていたが、意外にこれは罪人の更生を助けた。反省した罪人は少しでも色が薄まるよう辛抱するし、民のほうも薄い刺青は本人の決意と努力の表れだと受け止める。黒い刺青が疎まれるのは致し方ないが、その間は国が手厚く援助するし、それが徐々に薄まっていけば国も周囲も褒めるから本人も前向きになる。実際、黥面三度に至った罪人の再犯率は劇的に下がった。（p.97）

作者がここで、黥面の復活という要素を導入していることの背景には、刑の野蛮さ（＝非人道性）という観念を相対化したいという狙いがあるものと考えられる。黥面は一見野蛮であるように見える。しかし、（少なくともこの十二国世界においては）犯罪を防止し、犯罪者を教化するという目的においては、理に適っており、単純に野蛮に見えるからと言って、それだけで結論を下して構わないのか、という問題提起につながっている。このように野蛮さという概念を相対化することによって、死刑廃止の根拠、すなわち死刑は野蛮だから廃止すべきという考え方も同時に相対化しようとしているのではないかと考えられる。この点については、第一の観点とも強くつながっているので、後にもう一度とりあげることにしよう。

ところで、この世界の人々はなぜ、死刑が犯罪を防ぐという誤った説を信じているのだろうか。その背景には、二つの問題がある。第一に、民は現在を、短いスパンでの比較対照によってしかとらえていない。民が見ているのはごく最近の犯罪の増加だけであり、百年以上前の歴史や、他国の

状況との比較という視点がない。死刑を停止する以前の状態や、死刑を実施している他国の状況について知らないがゆえに、死刑停止が客観的に何をもたらしたのかの判断を見誤っているということだ。この知識の溝には、十二国記ならではの原因が存在する。民と国の官僚たちのあいだには、単に職業や教育の違いだけでなく（それだけでも大きな違いだが）、さらに寿命の違いが存在しているのだ（十二国世界では、官僚たちは仙籍を持つために老化しない）。

もう一つの問題は、犯罪者の思考が自分達と同じだと思っていることにある。もし自分が犯罪者の立場だったら、というように考えると、刑を厳しくすれば、犯罪を思いとどまらさうという結論にいたる。しかし犯罪者たちの思考はそれとは異なっているのを、司法の関係者は知っている。清花と主人公は次のような会話をかわす。

「私には世がすさんでいるように見えます。ここで狩獺のようなけだものを赦すことは、民に罪を勧めるようなものでしょう。厳罰が必要なではありませんか？ 人を殺せば自らも殺されるのだと、広く知らしめる必要がありはしないでしょうか」

瑛庚は憂鬱な気分を吐いた。

「だが、それで狩獺のような輩が思いとどまることはないのだよ」

清花は意外そうに瑛庚を見る。

「実は殺刑には、犯罪を防ぐ効果などないのだ。残念ながら、刑罰を厳しくすれば犯罪がやむというものではない」(p.86)

この知識面での行き違いは、しかし夫婦の感情的な行き違いをも産み、この短編があつかうドラマの緊張をも作り出していく。

次に第二の観点を見てみよう。感情的側面は、怒りと不安にわけることができる。表面的に表れているのは怒りだが、潜在的には不安が存在している。狩獺を裁く立場にある三人の裁判官のうちの一人率由は、既述の第三の観点に関して反論された後、次のように答えている。

それでも、と率由は主張する。

「殺刑を用いることで治安が悪化するわけではございません。確かに殺刑をもって犯罪を未然に防ぐことはできかねますでしょうが、殺刑はむしろ罪なき民のために必要なのでございます。狩獺のような罪人は必ず殺刑に処せられる、左様に思えば、民はそれだけ安心することができます。人を殺めれば殺刑——その威嚇力が、民の安寧のために必要なのでございます」(pp.123-124)

さてこの同じ不安を、清花も抱えていると考えられる。この点に関して、成人して瑛庚同様に官吏となっている瑛庚の孫は、清花の気持ちを代弁して、次のように語る。

「(最近では)芝草(=柳国の首都)の治安は乱れ、いつの間にかそれが王宮の中にまで及んでいます。ただでさえ不安なのに、狩獺の存在は、救いようがない罪人がいる、という事実をさらに突きつけるのです。理解し難く共感もできない。自明のはずの正義を踏み躪って寸毫も気にしない者がいるという、そのことが、姉上(清花のこと)を——姉上のような民を堪らなく不安にする」(p.148)

このような、自分と同じ価値観の通用しない存在に対する民の不安に関して、司法はどう対処すべきなのか。先ほど引用した司法のトップ大司寇は、率由の「ならばなぜ狩獺のような豺虎が現れたのでございましょう」(p.114)という反論に対して、次のように答えている。

「狩獺のような理解し難い罪人があらわれたのは、(彼らを豺虎と呼ぶような)まさしくそのようにして罪人を人以下のものだと判ずる司法のせいではないのか。人以下と決めつけておいて悔い改めよと求めたところでそれに従う者がいるだろうか。そんな心持ちで罪人に当たるから、罪人は罪を繰り返すのだ」(p.115)

人々が人以下のものとして扱うから、実際にそのようになってしまう、ということは、私たちの世界においてもしばしば認められる事実だ。そういった現象をあらわすのに、社会学ではラベリング(レイベリング)理論やピグマリオン効果という概念で表現している。どちらも、人が誰かをそのように扱うことによって、実際にそうなることを意味する。

しかし、人が理解しがたい行動をとるのは、もちろんこのような原因だけによるわけではない。まわりが人以下だというように扱わなくても、他の人には理解し難い価値基準で行動するものはあらわれる。逆に、相手に対して誠意をもって対応しても、相手はその期待に沿うとは限らない。大司寇の言うことは一般論としては正しいかもしれない。しかし、ことこの狩獺の場合に限っては、正しくない。

だから一般論そのまま、この問題に対処することはできないはずなのだが、にも関わらず、この一例に基づく瑛庚らの判決が、今後の前例をつくっていってしまう。つまり特例としての対処が、一般論として扱われることになるのである。この矛盾もまた主人公を悩ませているのである。

最終的に瑛庚は、自分たちの決断が一般論として扱われることになることを知りつつも、この特別なケースに対して、この特別なケースにだけ基づいた判断を迫られることになるのだが、その結論については後で見ることにし、最後に、第一の側面を見ることにしよう。

この第一の側面こそが、瑛庚らが直接的に立ち向かう民意の表にあるものであり、前記の、「殺刑を復活したら、それが今後への判例になってしまう」という不安と直接対立しているものである。

それは単純には、やられたらやりかえすという一種の「反射(p.153)」としての復讐感情であり、より抽象的には、因果応報的な価値観、すなわち、良いことをしたら相応に報われ、悪いことをすれば天罰のような形で悪い方向で報いがなければならぬ、という交換理論的なバランスを重んずる秩序観として立ち現れる。感情としては、特に殺人という負の行動に対する反応なら、怒りとしての攻撃的な気持ちが中心になる。さきに挙げた清花の「貴方はあの豺虎を殺刑になさるべきです」という言葉の基礎となるのもそのような感情であったろう。

さて、このような復讐感情および因果応報的な価値観に関して、本短編では二つの議論がなされる。

一つは、復讐の連鎖をさけることであり、もう一つは、正しい客観的な立場に立つためには、個人的な感情をさしはさまないようにしなくてはならない、ということである。

復讐の連鎖に関しては、本短編では次の箇所ですら短く取り扱われているに過ぎない。

「いっそ遺族に引き渡したい気がしますね……。彼らならば喜んで刑吏の代わりをしますでしょう」[・・・]

「まったくでございます。——ですが、それでは復讐になってしまいます。復讐のための私刑を防ぎ、復讐の連鎖を止めるために司法はございます。[・・・] だからこそ刑吏が身を挺すのでございましょう」(p.155)

しかしこの議論の短さは、こうした観点について、主人公たちに逡巡がないこと、つまりその自

明の正しさを前提としていると考えられる。もっともこの自明性は必ずしも時代、文化を超えたものではなく、たとえば、敵討ち（親や兄弟などを殺された者が、殺した者を殺すこと）に関しては、名誉を重んずる武士の価値観に沿い、江戸時代には合法的なものとして、法制化されていた。ただし、そこでさえも重敵討（敵討ちをされた相手を敵討ちすること）は禁止ⁱⁱⁱされており、復讐の連鎖に対する配慮はあったようだ。

もう一つの、司法の信頼を保つためには感情を排す必要がある、という点は、本短編における主人公の葛藤のもう一つの中心をなしていると言ってよい。それは感情をより重視する妻、およびその妻が代表していると考えられる民意との関係からだ。

先に引用した妻、清花の「貴方はあの豺虎を殺刑になさるべきです」（p.83）、という言葉に対し、瑛庚はこれが「情け」の問題ではなく、そもそも感情を司法に交えてはいけないということを次のように説明しようとする。

「李理に何かあれば、私は犯人を赦さない。だが、それと司法官として法を運用することは別なのだ」

思わず声を荒げた。清花は何かを言いかけ、そして蔑むように瑛庚を見る。

「話が別だから、もしも李理が殺されたとしても、あなたはその犯人を殺刑にしてはくたさらない、ということね」

そうじゃない、と言いかけたが、清花はくると背を向け、足早に書房を出ていった。いつの間にかあたりはすっかり暮れ、冷やかな夜風に乗って虫の声がしていた。

瑛庚は消えてしまった妻の背に向かって呟く。

「・・・そういうことではない」

法には情の入り込む余地はない。あってはならない。だから、李理が殺されたのであれば、当然、瑛庚はその刑獄（裁判のこと）からは外される。それが司法というものなのだ。（p.87）

このように瑛庚自身の中では、司法に感情を交えてはならない、ということは迷う必要のない基本方針としてあるのだが、しかしその方針を現実にあてはめようとする、相手に理解されないという問題が生じる。それは妻に対する個人的な関係においてそうであり、それがそのまま国家と民意との関係を示すような構造に、この短編ではなっている。

ただし、司法の過程においてあらゆる感情を排すべきだ、ということを瑛庚が主張しているわけではない。排すべきなのは、あくまで裁判官の個人的な「私情」であって、たとえば犠牲者の家族などの心情や民意などは、いくつかの条件を満たした上で、判決に影響を与えることが許される。

たとえば、彼らの裁判の裁判員は典刑、司刺、司刑の三者で構成されるが、このうち典刑は罪人の罪を明らかにするという、現代の裁判でいう検察官に近い役割を果たし、司刺は、罪を赦すべき事情があればそれを申告して罪の減免を申し立てる。司刺は被告人の側に立つという意味では、弁護人の役割に近い。この二人との合議を経て、最終的に司刑が判断を下すことになっている。

この「罪を赦すべき事情」の一つとして、民や遺族の声が含まれる以上、そこに感情が反映されるのは当然のことと言ってよいだろう。ただし民や遺族の声が、より厳しい罰の方向に向いているのであれば、民や遺族においては「罪を赦すべき事情」が存在しないというような、マイナスを打ち消す程度の影響にとどめられる。

私たちの世界においても、検察と弁護士が双方の立場から、自分たちに都合の良い事実を明らか

にすることで、そのバランスによって、結果的に真実にたどりつくことを期待するような制度になっているのと同様に、この十二国の世界でも、罪を明らかにしながら、それを赦す事情を勘案することで、バランスをとろうとしている点はよく似ている。だから、現代日本の裁判において、最終的に判断を下す裁判官や裁判員が、検察か弁護士のどちらかに肩入れするようでは、判決のバランスがとれなくなるように、この十二国世界でも、司刑が情に流されてしまえば、このシステムのバランスも狂ってしまうことになる。少なくとも瑛庚はそのように考えている。

だからこそ、そのような事情を理解しない妻、清花が、その独断で遺族を自宅に招いて、司刑である瑛庚に会わせようとしたとき、二人の間には次のような衝突が生じることとなった。

「犠牲者の苦しみを聞かずに、貴方は何を裁こうというのですか！ [・・・] 司刺が聞けば十分なの？ 自分の管轄ではないと仰るのね。官吏はいつもそうだわ。自分の職分以上のことは見てみようともしない」

言い募る清花を瑛庚は怒鳴りつけた。

「私が個人的に話を聞けば、論断の独自性が疑われる」

刑獄はあくまでも典刑、司刺、司刑の三者だけで運営されなければならない。三者以外の者が刑獄（はんけつ）を左右することがあってはならない。それは国や腐敗した官吏による刑獄への干渉を防ぐために絶対的に必要なことだ。典刑は尋問の一環として犠牲者を取り調べることがあり、司刺はその職分によって犠牲者やその家族に意見を求めることもあるが、司刑が単独で犠牲者に面会することは許されない。それをすれば瑛庚の決は信を失う。[・・・]

「これはそなたらのためでもある。このまま退出しなさい」

あえて背を向けて言った言葉を清花が遮った。

「いいえ。そんなことは私が許しません。二人のお話をお聞きいただくまで、二人は帰しません。このまま何日でも私の客として逗留させます」

「莫迦者」

瑛庚が怒鳴った瞬間、清花の顔から血の気が引いた。(pp.135-136)

感情的であること自体を問題にするなら、二人の議論は平行線をたどるだろう。この場合において感情を交えぬことには上記のような理屈が存在している。瑛庚はこの点を妻にきちんと説明すれば良かったのだろうか。しかしここで瑛庚は、ある意味緊急の事態であったこともあり、妻を「莫迦者」というように、理屈を理解しない存在として、頭ごなしに否定する発言を行い、状況をいっそう悪くしてしまっている。相互理解が不可能な存在を排除する、という意味では、第二の観点における民の立場と結果として同様の行動をとってしまっていることになる。

では、清花の立場を正当化することは可能なのだろうか。

一つの方法は、正当性というものを特定の正当性の論理によって成り立つものとして、相対化してしまうことである。社会学でいえば、ウェーバーが行った方法だ。

瑛庚は、刑罰のバランスを保つための制度と、その制度を運営している人々からの信頼という観点から考えている。しかしそれはその制度のもとの正当性にすぎず、互に通じ合うことのできる人々の感情を重んじるという、共感を重視するような論理のもとでは、納得のいくものにならない。共感を重視するという正当性の論理においては、清花や民こそが正しいということになる。

このような、共感にもとづく正当化という自分たちとは異質の論理を前にして、瑛庚としては、

相手が理解しない言葉を繰り返して、自分自身だけを納得させ、平行線のまま終わるのでなければ、別の対処が必要となる。

一つは、相手の理屈は受け入れられないにしても、少なくともそれが自分にとって大事な存在(=妻)の主張であるという点において、その結論だけは受け入れるか。同じことは、民の意志を重視するという、十二国世界の基本的な法の精神においても同様のことが言える。

もう一つは、自身の論理の根拠づけを、もう一段下のレベルまで下げて検討していくことである。瑛庚は、何人もの人々を死に至らしめた狩獺に対して死刑を求める民の感情のさらに奥にある論理を、「死に対しては死」という一種の反射だとする一方で、司法の側が死刑の実施を拒む意識の背景にも、死刑が野蛮だという感覚、さらにその感覚の根底には、「人殺しを忌む反射」(p.153)があるのだと結論付けた。

——父さまは人殺しになるの？

実は李理のこの言葉こそが、凶らずも事の本質を剔っているのかもしれない。瑛庚は殺刑と殺人は当然のように別物だと思ってきたが、心の奥底から本当にそれを信じているのだろうか。むしろ瑛庚は常に意識していたような気がする。どう言い繕ったところで殺刑は殺人にはほかならない。人の手が他者の命を絶つことだ、と。

人を殺せば殺刑、人が当然そう思うように、人殺しを忌まわしく思う、これもまた人の当然なのではないだろうか。民の多くは狩獺を殺刑にせよ、司法が殺刑にしないなら自分たちに引き渡せ、と言うが、実際に狩獺と一対一で対峙して、本当に狩獺を殺害できる者がどれだけいるだろう。そこで前に進んで自ら剣を振り上げることができるのは、おそらくは犠牲者の遺族だけだろう。確かに瑛庚自身も、李理を殺されたのであれば躊躇わない。心ある者も復讐せんがため、殺人を忌避する己を超える。——逆に言うなら、復讐のためでなければ超えられないのだ、と思う。

殺刑の濫用を恐れるのも、殺刑を野蛮だと感じるのも、結局のところこの本能的な怯懦——殺刑を忌む反射が根底にあるのかもしれない。(pp.152-153)

「野蛮さ」という概念の相対性については、黥面の合理性というかたちですでに問題提起がなされていた。この「反射説」はそこからさらに一歩進め、死刑を廃止するも、復活させるも、その根拠としては人間の本性という以上のものはない、というのが瑛庚の結論である。この葛藤は、最初に見た「人命を重視するがゆえに、人命を奪う行為を、死をもって償わせる」ことの自己矛盾と、命と命の交換という一見自明に見える原理との衝突と言っても良いだろう。

大原則というレベルでの根拠が、死刑の存否双方において同等なのであれば、ケースバイケースで判断するしかない。この場合において、狩獺の罪は明らかで疑いようのないものであるならば、それを赦すだけの事情があるかどうかであり、それはすなわち今回なら、狩獺が罪を悔い改める可能性があるかどうかということになる。

そこで瑛庚は最終的に、自分たちの決断が一般化されることについては、今後自分たち自身が責任をとるということで、特例を特例としてケースバイケースで判断することにし、この「極悪人」が罪を悔い改める可能性がないということ、本人自身の意志というかたちで確認して、死刑の実施を決断することになるのである。

ここまでの複雑な議論の過程をまとめてみよう (Figure 1)。

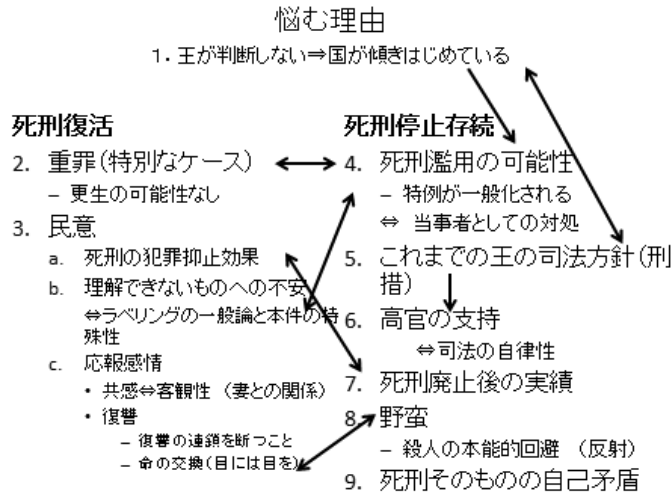


Figure 1 : 落照の獄 論点の見取り図

最初に死刑復活という方向性から、本件は「2.重罪」に関わり、その事実は明白で本人も認めており、もし死刑が存在するならこれ以上死刑のふさわしい犯罪もないということが確認される。その意味で、これは一種特別なケースである。これまでは、王の意向(5.)で死刑がとめられていたのだが、今回はどういふわけか王がその判断を下に投げてしまっている(1.)、瑛庚らがその判断をすることになった。このような王の政治への消極的態度のため、国が傾きかかっているという状況(1.)において、本件は特例であるにも関わらずそれが一般化され、今後「死刑濫用の可能性(4.)」がある。そのため瑛庚らは特例として死刑を復活させることをためらっていたが、自分たちが当事者としてその責任をとるということで納得した。

このように、今回、王は明確な判断を行っていないのだが、しかしこれまでの王の司法方針には、「刑措」という、原則があった(5.)。この方針はただ王の方針というにとどまらず、この十二国世界全体の基本原理である、仁の心で民を導くということとも合致している。またこの方針は、現在においても、高官には支持(6.)されているが、司法の自律性を保つという意味では、高官の意向に動かされない必要がある。

一方、死刑復活側の論点としては、民意(主に瑛庚の妻によって示される)から3点が挙げられる。

まずは「死刑の犯罪抑止効果論(3a)」だが、しかしこのような民衆の意見には、(この十二国世界においては)データの裏付けがなく、逆に死刑停止後のこの国の歴史は、死刑を停止する一方で、前時代的で「野蛮的である(8.)」ようにも思われている黥面の刑を復活したことが、むしろ犯罪を抑制してきたことを示している(7.)。

次は、妻の動機についての、瑛庚の孫による分析結果である「理解できないものへの不安(3b)」だが、これは民衆の感情として、政治においては相当な影響力を示すものの、原則論としては、ラベリングのメカニズムを通じて、人々を犯罪に導きかねず、施政者としては警戒すべき方向性である。ただそのような原則論が今回もあてはまるかといえば、それは疑わしい。そこには特例の一般化というジレンマがやはり存在している(4.)。

最後に残るのは、遺族および民の応報感情である（3c）。ここには二種類の配慮すべき事項がある。一つは、政治および司法の基本原理として、人々の感情をどの程度重視するのか、逆に法の下での平等という、感情に動かされぬ客観性をどれほど重視すべきかというバランスの問題である。この物語においては、この刑事事件への対処という問題に、瑛庚の妻との関係性という二つの問題が、重ねられている。妻は、自分の感情を夫がどれだけ重んじているかということの象徴的表れとして、この事件の遺族に対する夫の態度を重ねてしまっているからだ。この問題に対して、この短編では答えは出されていない。

もう一つのポイントは、こうした応報感情のベースには、「目には目にを」といった単純な交換原則があり、それが復讐の連鎖などを誘う可能性があることである。そしてこうした単純な原則は、死刑停止論の側にもあって、それは殺人を「野蛮とする」見方の背景にある、「人を殺したくない」という一種の本能とも呼べるような（この短編では「反射」と呼ばれる）原則である。この「目には目にを」と「人を殺したくない」という二つの原則はもっとも原始的なものであり、それ以上遡ることのできない原則であって、当然どちらを優先すべきかということについても、原理的な解答はない。同様のことは、「人命を重視するがゆえに、人命を奪う行為を、死をもって償わせる」ことの自己矛盾（9.）と、命と命の交換という一見自明に見える原理との衝突についても言える。その結果、瑛庚はこうした原則論で解答を出すことをあきらめ、あくまで今回の特殊なケースについてのみ、改心の可能性が見られないのであれば、死刑もやむなしという結論にいたった。この特殊なケースがしかし先例となって、一般化される可能性については、自分達司法官の責任として背負う覚悟を負ったということであろう。

さて、我々はこの議論から何を学ぶのだろう。結論からは、私たちの信じる正義は、人の本性からくる相対的なものであって、それは場合によっては矛盾し合う複数の原則に還元され、単一の確実な結論にいたることができないということがわかる。またそこにいたる過程で明らかになったのは、法律は感情によって左右されてはならないものの、しかしそれが人々一般の感情を無視するようでは、社会の安寧を守るというその第一の役割を果たすこともできないということである。

結論

今回は、『十二国記』の最新刊『丕諸の鳥』から、表題作『丕諸の鳥』と『落照の獄』における、倫理的な葛藤の分析を行った。前者においては、そのメタフィクショナルな解釈を通して、現代社会における（小説やマンガ、映画、ゲームなどといった様々なエンターテインメント・コンテンツを含む、広い意味での）芸術のとりうる役割と可能性についての考察が行われた。また後者においては、社会における刑罰のあるべき姿について、論じられた。これらの作品は、一見、現代の日本社会とは無関係のファンタジー世界を描いておりながら、むしろその設定を生かすことで、現代日本社会にもそのまま応用できるような知見がこめられていることが明らかになった。今後は、残りの作品の社会倫理的な分析を通して、道徳教育における応用可能性をさらに追及していきたい。

平成27年9月30日受理

ⁱ 小野不由美 2012 『月の影 影の海』新潮文庫（初出は講談社 1992）

ⁱⁱ 小野不由美 2013 『丕諸の鳥』新潮文庫 以下ページ数は、こちらによる。

ⁱⁱⁱ 笠谷和比古 2001 『武士道その名誉の掟』教育出版